

「性自認は女性」商業施設の女性トイレ入った容疑

大阪市内にある商業施設の女性トイレに入ったとして、大阪府警は6日、戸籍上は男性で自認する性は女性だと説明する40代の施設利用客Ⅱ大阪府内在住Ⅱを建造物侵入容疑で書類送検した。捜査関係者への取材で分かった。「いけないことだと分かっていたが、女性と認められている気がして女性トイレを使いたかった」と供述しているという。

大阪府警、書類送検

捜査関係者によると、送検時に府警が付けた意見は起訴を求める「嚴重処分」ではなく、検察に判断を委ねる「相当処分」だという。府警には昨年以降、施設側から「女性トイレに女装した男が入っている」との相談が度々寄せられていた。送検容疑は昨年5月29日午後5時ごろ、大阪市内の商業施設の女性トイレに正当な理由なく侵入したというもの。同じフロアには男女問わず利用できる多目的トイレもあるという。

捜査関係者によると、利用客は府警に「子どものころから自分の性別に違和感があった」と説明。職場で男性として過ごす一方、少なくとも10年以上、休日女性用の服で外出していたといい、「女性トイレを何十回も使った」と話したという。体と心の性が一致しない「性同一性障害」であることを示す診断書などはなかったという。

トランスジェンダー ためらうトイレ

トランスジェンダーと訴える人のトイレ利用が送検されるのは極めて異例だ。

自身も性的少数者で、LGBTQの子どもや若者を支援する一般社団法人「にじーす」(横浜市代表の遠藤まめたさん34)は「多くの当事者はトイレを使う時もトラブルにならないことを一番に考えている」と話す。「事件が注目され、トランスジェンダーへの偏見が広まらないか心配だ」

住宅設備大手LIXILとNPO「虹色ダイバーシティ」の2015年の調査で、トランスジェンダーの6割超が「職場や学校のトイレ利用で困る・ストレスを感じる」と回答した。約4分の1が、トイレを我慢してぼうこう炎になるなどの症状が出たと答えた。

岡山大学院の中塚幹也教授(生殖医学)は「社会のトランスジェンダーへの理解が追いついていない現状を踏まえ、慎重な行動が求められる場面が多いのが実情だ」と指摘する一方、「自認する性のトイレに入りたいのは当然のことだ」と話す。

司法の判断も分かれる。戸籍上は男性だが女性として暮らす性同一性障害の国家公務員が、職場の女性トイレの使用を制

「社会の理解追いつかず」 ■ 司法判断分かれる

限される差別を受けたなどとして国を訴えた訴訟で、東京地裁は19年12月、「自ら認識する性別に即して生活する重要な法的利益の制約は正当化できない」などと認める判決を出した。だが21年5月の東京高裁判決は、使用制限を「ほかの職員が持つ性的不安なども考慮し、適切な職場環境をつくる責任」を果たすためだったとし、国の主張を認めた。職員は上告した。

関西大の堀あきこ非常勤講師(ジェンダー論)は「何でも男女に分ける考え方が、トランスジェンダーの息苦しさを生んでいるのではないか」と話す。リクシルなどの15年の調査で、トランスジェンダーの人は、高齢者や車いす利用者ら向けの「だれでもトイレ」を使いたいという人が3分の1だった一方、半数以上が「男女別トイレを使いたい」と回答。リクシルは、入り口が一つで、中では男女別や男女共用のトイレに分かれ、導線で利用者同士がすれ違わないような構造の「オルタナティブ・トイレ」を提案する。中京大の風間孝教授(ジェンダー論)は「自認する性が身体の性と異なる人もいる前提で、社会全体で理解を深めていくことが求められる」と話す。(華野優気、河野光汰)